

## 鶴岡市職員採用試験【令和9年4月1日採用予定】

問本所職員課 ☎35 - 1159

鶴岡市の職員として一緒に働く方を募集します。今回募集する職種は以下のとおりです。

募集職種		対象年齢・資格
上級行政・上級土木 上級建築・上級電気		平成4年4月2日～17年4月1日に生まれた方
上級行政（障害者対象）		平成4年4月2日～17年4月1日に生まれ、試験申込日及び試験日当日に有効である障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持っている方
保健師		平成4年4月2日以降に生まれ、保健師免許を取得している、または令和9年4月末までに取得見込みである方
UIJターン枠 （社会人経験者）	上級土木	昭和41年4月2日～平成17年4月1日に生まれ、各職種で①～④全ての要件を満たす方 ①上級土木…技術士、技術士補、土木施工管理技士またはRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の有資格者 上級建築…建築士または建築施工管理技士の有資格者 上級電気…電気主任技術者または電気施工管理技士の有資格者 ②庄内地域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）以外に本社・本庁を置く民間企業・公的機関等で設計業務、施工管理等の経験がある ③申込み期限の6月5日時点で、庄内地域以外に在住している ④採用後、鶴岡市内に定住する意向がある
	上級建築	
	上級電気	

### ■試験日時・会場・申込み

- ▶ 1次試験 6月12日(金)～23日(火)  
全国の試験会場(テストセンター)でオンライン受験
- ▶ 2次試験  
1次試験に合格した方を対象に7月中旬に実施予定
- ▶ 3次試験  
2次試験に合格した方を対象に8月上旬に実施予定

### ▶申込み

- ・試験案内は市HP「人事・職員採用」に掲載しています
- ・申込みは5月1日(金)～6月5日(金)に市HP「電子申請」からの手続きを原則とします。電子申請ができない場合はご相談ください



市HP



電子申請サービス

## 東北エプソンアクアリウムかもすい（加茂水族館） 周辺道路の渋滞緩和にご協力ください

問本所観光物産課 ☎35 - 1301

### 混雑する時期を避けてご来館ください

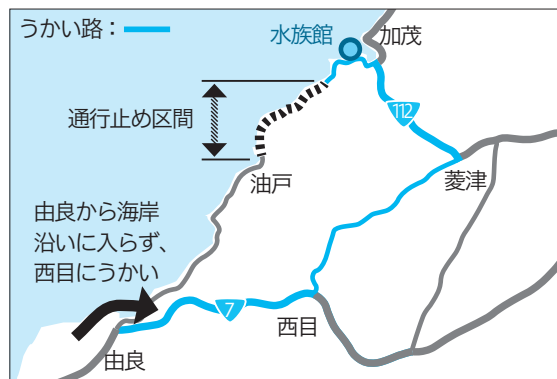
ゴールデンウィーク期間中は、同館周辺の道路が混雑することが予想されます。この道路は、加茂地区など周辺にお住まいの皆さんの生活を支える大切な道路です。  
渋滞緩和のため、ご協力をお願いします。

### 公式ホームページで混雑予想を確認

- 同館HPでは、開館時間や混雑予想を公開しています。当日の混雑状況も確認できます。お出掛け前にご確認ください。
- 混雑状況により、入場者数の調整を行う場合があります。



### 海岸沿いの県道が一部通行止めになっています



# 地元に戻ってくる若者の奨学金返済を支援します

■本所政策企画課 ☎35 - 1184

奨学金などを利用して大学等に進学し、現在在学中または県外に居住している市内出身者等が、今後市内に居住・就業した場合に、鶴岡市と山形県が連携して奨学金の返済を支援します。市と県にそれぞれ申込みが必要です。

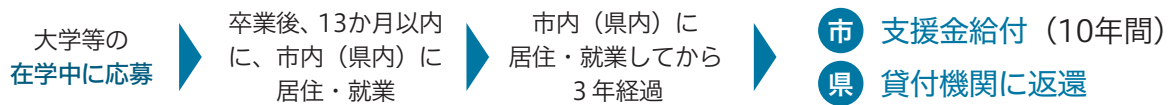
制度や申込み方法などはこちらから



- 対象
- ①奨学金等を利用して大学等に進学し、現在在学中の鶴岡市出身者等
  - ②奨学金等を利用して大学等に進学し、現在県外に居住している鶴岡市出身者等

## ■支援までの流れ（県の事業に市が上乗せして支援します）

市 学生応募枠 県 やまがた若者定着枠 【募集期間：5月18日⑧～6月30日⑨】

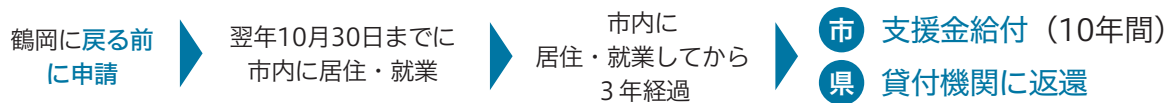


○支援額（県と市の合計額）

在学期間に借り入れた奨学金相当額（上限：4万2,000円×12か月×正規の修学年数）

※なるべく1年次からお申込みください。

市 社会人応募枠 県 Uターン促進枠 【募集期間：5月18日⑧～8月31日⑨】



○支援額（県と市の合計額）

在学期間に借り入れた奨学金の返済残額相当額（上限：4万2,000円×12か月×正規の修学年数）

# 春は熊の出没が増加します。早朝・夕方は特に注意！

■本所鳥獣害安全対策室 ☎25 - 2111または各地域庁舎産業建設課へ

春先は、冬眠から目覚めた熊が餌を求め人里にも出没する可能性が高くなります。例年、熊の目撃情報は、早朝と夕方に多く寄せられています。熊との遭遇を避け安全に暮らすために、次のことに注意しましょう。

## 熊に遭遇しないために

- 山林や山際の農地には2人以上で出掛け、人の存在を熊に知らせるために、鈴・笛・ラジオなど、音の出るものを携帯してください。



- 生ごみは、熊の餌になります。山林や農地への放置は絶対にしないでください。
- 熊は河川敷などの緑地に隠れながら移動します。河川敷での散歩やランニングは注意してください。

## 熊を目撃したら下記に連絡を

- 本所鳥獣害安全対策室または各地域庁舎産業建設課へ
- 鶴岡警察署 ☎28 - 0110

## 熊に遭遇した場合は

- 万一、熊に出会ったら、背を向けずに、落ち着いてゆっくり、静かに後退してください。
- 子熊を見掛けたら、近くで母熊が警戒していると思ってください。周囲に注意しながら、できるだけ早く遠ざかりましょう。
- 市街地で遠目に熊を見掛けた場合は、走らずに落ち着いて距離を取ってください。電柱を抱えるようにすると、万一急接近されても、前足による攻撃を防ぐことができます。
- 襲われそうになったら、被害を最小限にとどめられるよう、両腕で頭部・首を覆って地面に伏せましょう。
- 近距離では、熊よけスプレーも効果があります。



健康・福祉

平日は時間が取れない方等に  
日曜日がん検診

日 6月21日 受付 午前7時30分  
～9時 場内地区健康管理センター

本市に住民登録があり、職場でがん検診がない40歳以上の方先着30人（乳がん検診は40歳以上で今年度偶数年齢になる女性）  
内・費胃がん：1、100円 大腸がん：500円 肺がん：200円 乳がん：1、200円

申 5月29日 まで健康課（にこふる）  
25・2731または各地域庁舎地域づくり推進課へ  
他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

40歳未満の方へ  
さわやか健診で健康チェック

▼レディース健診 日 10月5日 ①

②13日 ③19日 時 ①③午前9時  
午後1時30分 ②午後1時30分 他託児あり（②③の午後1時30分のみ）  
申 5月8日（から）

▼メンズ健診 日 11月2日 ①午後1時30分  
～9日 ②午前9時、午後1時30分

▼共通 場 にこふる 本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和62年4月1日以降生まれの方  
内 一般健康診査、保健指導 費1、600円 申 6月26日 までHPまたは健康

課（にこふる） 25・2731または各地域庁舎地域づくり推進課へ  
他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）



40歳総合健診のお知らせ

日 10月27日、11月5日 場内地区健康管理センター  
本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和61年4月2日～62年4月1日生まれの方各日先着35人  
内 特定健診、各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等  
申 健康課（にこふる）  
25・2731または各地域庁舎地域づくり推進課へ  
他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）

困りごとなどお気軽にご相談ください  
民生委員・児童委員委嘱のお知らせ



次の方が委嘱されました。（敬称略）  
▽第6学区：水野清（みどり町2区）  
▽藤島地域：庄司京子（三和・須走）  
閩 本所福祉課 35・1252

訪問美容サービスの費用を助成します

自宅で理美容サービスを利用する際に、その出張経費の一部を助成します。  
内 病気等で理容所や美容院に行くことが困難な、要介護3以上の認定を受けている方  
内 1回1、000円の助成

券を交付（年6枚まで）  
申 各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 35・1274または各地域庁舎地域づくり推進課へ

高齢者・障害者住宅整備資金の利子を補給します

高齢者や障害者の専用居室等の増築や修繕などをする際、市内の指定金融機関（漁協・ゆうちょ銀行を除く）から融資を受けた場合、利子の全部または一部を補給します。  
内 ①60歳以上の方 ②身体障害者手帳1級～4級所持者 ③療育手帳A所持者 ④上記①～③のいずれかと同居している方  
利子補給対象額 300万円以内  
利率 2・3%（変動あり）  
返済方法 10年以内で元利均等または元金均等の月賦償還  
申 高年齢者：本所地域包括ケア推進課 35・1274  
▽障害者：本所福祉課 35・1273  
▽共通：各地域庁舎地域づくり推進課  
他 申請者と生計を別にする連帯保証人1人が必要。補給の可否は審査の上決定

特別障害者手当と障害児福祉手当を支給します

▼特別障害者手当 20歳以上で、国民年金障害基礎年金1級程度の障害が重複するなどの状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方  
給付月額 3万4500円  
▼障害児福祉手当 20歳未満で、重

度の障害状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方  
給付月額 1万6、560円

▼共通 障害は視覚・聴覚・肢体・心臓・腎臓・精神等（施設入所、入院中の方を除く）  
閩 本所福祉課 35・1273または各地域庁舎地域づくり推進課へ  
他 要診断書

子育て・教育

ひとり親家庭等医療証の更新時期です

同医療証をお持ちの方に、更新用の申請書類を5月中旬に送付しますので、5月28日 まで郵送で提出してください。手続きが遅れると、医療証を継続して使用できなくなる場合があります。前年度まで非該当だった方など、新たに医療証の交付を希望する場合は、資格情報のお知らせ・資格確認書の内いずれか1点、印鑑、本人確認書類をお持ちの上、手続きしてください。  
閩 本所国保年金課 35・1292または各地域庁舎地域づくり推進課へ

ファミリー・サポート・センター  
まかせて会員を募集しています

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方（おねがい会員）と援助をしたい方（まかせて会員）、その両方を兼ねる方（両方会員）がともに支え合う組織です。現在、ま

かせて会員が不足しています。子供の預かりや送迎などを、できる範囲でお手伝いいただける方を募集しています。  
**申**こども家庭センター内「ファミリー・サポート・センター」事務局 ☎25・2741



## TAX 年金・税

### 国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金に加入していて、前年の所得が一定額以下等の学生は、住民登録がある市区町村で手続きをすると、在学中の保険料納付が猶予されます（猶予された保険料は10年以内に追納可）。  
 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーで電子申請ができます。  
**問**基礎年金番号を確認できるもの、学生証の写し等 **問**鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294 または各地域庁舎地域づくり推進課へ



### 令和8年度軽自動車税納税通知書をお送りします

**■** 発送日 5月8日 **問** 4月1日現在で軽自動車（バイクや乗用の農機具等を含む）を所有している方 **■** 納期限 6月1日 **問**（1年分を1回で納付。4月2日以降に廃車や名義変更をしても令和8年度分全額を納付） **問** 本所課税課 ☎35・1176 **他** ▽継続検査

（車検）時の納税証明書の提示が省略可能となったため、納税証明書は送付しません。▽身体障害者等の減免は、納税通知書が届いてから、6月1日 **問** まで同課に申請してください（今ままで減免を受けていた方は、車が変わるなどしなければ改めて申請する必要はありません。ただし、公益減免は毎年申請が必要です）

### 令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書をお送りします

**■** 発送日 5月8日 **問** 今年1月1日現在の登記簿や固定資産課税台帳に土地や家屋等の所有者として登録されている方 **■** 納期限 第1期：6月1日 **問** 第2期：7月31日 **問** 第3期：来年1月4日 **問** 第4期：3月1日 **問** **問** 本所課税課 ☎35・1178 **他** 納税通知書に土地・家屋の一筆・一棟ごとの「課税明細書」を添付しています。必ず課税内容を確認してください

### 令和7年分の所得・課税証明書（非課税証明書）を発行します

▼ 給与からの差引き（特別徴収）のみの方 5月15日 **問** から発行  
 ▼ それ以外の方 6月10日 **問** から発行  
**▼** 共通 **問** 本人確認ができる証明書類（マイナンバーカード等） **申** 本所市民課または各地域庁舎地域づくり推進課へ **問** 本所課税課 ☎35・1169 **他** 申告が済んでいないと、所得・課税証明書（非課税証明書）を発行できない

場合あり。マイナンバーカードを利用したコンビニ交付は6月10日 **問** から

### 令和8年度市・県民税納税通知書をお送りします

▼ 給与からの差引き（特別徴収）の方 5月15日 **問** に各事業所に発送。各個人には各事業所が配付します  
 ▼ それ以外の方 6月10日 **問** に各個人に郵送します  
**▼** 共通 **問** 本所課税課 ☎35・1169

### 忘れていませんか？ 国民健康保険（国保）の手続き

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をした方を含め、国保の加入・脱退などの手続きは各自で行う必要があります。次に該当する方は、忘れずに手続きしてください。  
**▼** 無保険の方はいませんか 次の方以外は、原則として国保に加入しなければなりません ①会社等の健康保険に加入している方とその扶養家族 ②後期高齢者医療制度に加入している方  
**③** 生活保護を受けている方  
**▼** 二重加入している方はいませんか 国保に加入していた方が会社等に勤めることになったり、勤めている方の扶養になったりして、新たに健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。届出をしないと、他の健康保険料と国保税を二重に納めることとなりますので、ご注意ください  
**▼** 適正な健康保険に加入していますか

## 生活・その他

### 全ての事業所・企業が対象です 経済センサス・活動調査

▼ 4月に調査書類が送付された事業所 インターネットでの回答が確認できなかった事業所に対し、5月中旬に調査員が訪問し、書類を配布します。  
**▼** 調査書類が届いていない事業所 順次書類が送付されます。調査員が訪問する場合があります。  
**問** 本所政策企画課 ☎26・1645



### 家庭や事業所等への再生可能エネルギー設備導入を支援します

**■** 対象の設備・補助額 太陽光発電設備：1kW当たり1万5,000円（上限12万円） 木質バイオマスストーブ：3分の1（上限10万円） 同ボイラー：10分の1（上限20万円） 太陽熱利用装置：10分の1（上限2万5,000円） 地中熱利用装置：10分の1（上限10万円） **申** 本所環境政策課

☎26・0139 他既存設備の更新や全量売電等は対象外。募集期間中に終了する場合があります



**アメリカシロヒトリ防除説明会を開催します**

☎5月12日(土)午後6時30分 場にご参る  
 町内会、自治会 有効な防除方法と薬剤散布の注意点の説明、噴霧機械貸出し申込みの受付順番を決める抽せん 本所環境政策課 ☎26・0139

**クリーン作戦を実施しませんか**

市では、クリーン作戦を実施する団体に専用のごみ袋を提供し、拾ったごみを収集・処分しています。実施する際は事前にご相談ください。

個人でごみ拾いをした場合、もえるごみはもやすごみの袋に、もえないごみは金属・その他のごみ袋に入れてごみステーションに出してください。

環境政策課(つるおかエコファエア内) ☎22・2848または各地域庁舎地域づくり推進課へ



**5月と10月は不法投棄及び海岸漂着ごみ削減強化月間**

不法投棄防止及び海岸漂着ごみの削減を図るため、監視や啓発活動を集中的に実施します。

▽海岸に流れ着いたごみの約8割は陸から来ているといわれています。ごみ

のポイ捨ては絶対にやめましょう。▽ごみステーションをきれいに管理しましょう。飛散防止のため、希望する町内会等に防鳥ネット(幅2m)を無償で提供しています

▼5月30日はごみゼロの日「鶴岡ごみゼロ大作戦」 ☎5月29日(金)午前9時45分 場由良海水浴場 園手等 ☎5月18日(土)まで

**土砂災害警戒区域合同点検にご協力を**

土砂災害による被害の未然防止を図るため、市・県・消防・警察等関係機関が合同点検を実施しています。調査時は敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

本所防災安全課 ☎35・1204

**Jアラートの全国一斉情報伝達訓練を実施します**

地震・津波などの災害が発生した場合、その緊急情報は、全国瞬時警報システム(Jアラート)によって、瞬時に国から市町村に伝えられ、住民の皆さんに伝達されます。

訓練当日は、防災行政無線での試験放送が行われますので、災害等と間違えないよう注意してください。

☎6月3日(土)午前11時頃 放送内容「チャイム音」これは、Jアラートのテストです。3回「こちらは、防災つるおかです」↓チャイム音 本所

防災安全課 ☎35・1204

**大切な生命や財産を守りましょう 5月は「水防月間」です**

もしものときに備え、日頃からの心構えが重要です。次のような確認や準備をして水害に備えてください。

▽気象情報に注意 避難所・避難路を確認 非常持出品を準備

また、農業用水の通水が始まり、水かさが増しています。加えて近年、想定を上回る豪雨により、これまでにならぬ規模の水害が発生しています。

水難事故に遭わないよう心掛けるとともに、危険な場所を遊んでいる子供を見つけたら注意するなど、地域ぐるみで水の事故を防止しましょう。

市HPでも気象情報等を確認できます。本所防災安全課 ☎35・1204

**狩猟関係の講習会**

▼初心者向け狩猟免許講習会 ☎6月6日(土) 場庄内総合支庁(三川町)

費7,000円から 申5月27日(土)まで山形県猟友会 ☎023・665・0382へ

▼猟銃等初心者講習会(猟銃等の所持) ☎6月17日(土) 猟銃等の所持の許可を受けようとする方 費6,900円

場・申5月15日(金)から鶴岡警察署 ☎28・0110へ

▼共通 本所農山漁村振興課 ☎35・1298

**森林の土地を取得したときは届出が必要ですよ**

個人・法人にかかわらず、売買契約、相続、贈与、法人の合併等で森林(登記上の地目にかかわらず都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林)の土地を新たに取得した場合は、森林の土地の所有者届出が必要です(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要)。面積の基準はなく全ての取得が対象です。

本所農山漁村振興課 ☎35・0145 または各地域庁舎産業建設課へ

**飼い主がいらない猫の不妊去勢手術費用を補助します**

市内に生息する飼い主のいない猫 補助金額 ×ス1頭:1万4,000円 オス1頭:7,000円 申健康課(にこふる) ☎35・0146

他補助金交付決定前の手術は補助対象外。市HP



**なくそう!望まない受動喫煙**

5月31日は世界禁煙デー、5月31日(土)6月6日は禁煙週間です。飲食店

事業所、自治会公民館などの多くの施設は、原則「屋内禁煙」です。受動喫煙を防ぐための取り組みが地域で広がっています。市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

本所保健課 ☎66・5476または健康課 ☎66・5476

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

康課（にこふる） ☎25・2731へ

### 鶴岡市春季消防演習

☎5月17日⑩午前9時30分 場小真木原公園南多目的広場 図各種訓練、まとい振り、はしご乗りの演技、車両展示等 固消防本部警防課 ☎22・8320

相談無料、秘密は守られます  
行政に関する相談は行政相談委員へ

### 市内の行政相談委員（敬称略）

▽鶴岡地域：升川繁敏、宮島昭子  
▽藤島地域：池田勝美、▽羽黒地域：田村廣実  
▽榊引地域：金内秀、▽朝日地域：渡部芳勝  
▽温海地域：池田貴行

▼山形行政監視行政相談センター（行政苦情110番） ☎0570・090110

▼共通 固本所市民課 ☎35・1194

6月1日は人権擁護委員の日です  
人権なんでも相談所

回・場・固▽6月3日⑩午後1時〜4時：①藤島地区地域活動センター・藤島庁舎地域づくり推進課 ☎64・5807  
②朝日中央コミュニティセンター・朝日庁舎地域づくり推進課 ☎53・2114  
③温海ふれあいセンター・温海庁舎地域づくり推進課 ☎43・4614  
▽5日⑩午後1時〜4時：市役所榊引庁舎・榊引庁舎地域づくり推進課

☎57・2113  
▽5日⑩午前10時〜午後3時：山形地方務局鶴岡支局・本所市民課 ☎35・1194  
▽8日⑩午後1時〜4時：羽黒老人福祉センター・羽黒庁舎地域づくり推進課 ☎26・8773  
固夫婦・家族間のいざこざ、DV、老人・子供の虐待、遺産相続、体罰、いじめ問題、近所とのトラブル等  
▼随時人権相談を受け付けています  
場・固山形地方務局鶴岡支局 ☎22・1003

### 鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金

市内に自己居住用住宅のある方が、市内の業者に次のリフォーム工事を発注する場合に補助金を受けられます。

▼リフォーム補助 固住宅の機能または性能の維持・向上を図るために行う、一定の要件を含む工事（30万円以上）

■基本補助率 移住・新婚・子育て世帯：工事費の3分の1（上限30万円）  
▽その他の世帯：工事費の5分の1（上限24万円） 他鶴岡産木材使用、福祉世帯、多子世帯、空き家活用は更に補助率が加算

▼耐震改修・減災対策補助 固平成12年5月以前に建てられ、耐震診断で耐震性がないと判定された木造住宅の耐震改修等工事・住替え ■基本補助率耐震改修：5分の4（上限140万円）  
減災対策：5分の4（上限30万円）  
住替え：5分の1（上限30万円）

▼共通 固▽1回目：7月31日⑩まで  
▽2回目：8月24日⑩〜9月4日⑩  
（申込者の中から抽せん（9月7日⑩））  
固本所建築課 ☎35・1428

### がけ地近接等危険住宅移転に補助します

崖地の崩壊等、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅を安全な場所に移転するため必要な経費の一部を補助します。ご希望の方は移転する年の前年度8月までにご相談ください。

■補助金額 危険住宅の解体費用補助：解体する住宅の面積1㎡当たり最大3万3,000円  
▽引越越し費用補助：最大97万5,000円  
▽新たな住宅の建設・土地の取得にかかる借入金の子補給：最大421万円 固本所建築課 ☎35・1432

### 危険空き家の解体に補助します

他空き家は対象外。市HP



■補助対象 個人または住民自治組織等の団体が、危険空き家の解体に要した費用の一部 ■補助額 個人：解体費の40%または解体費が土地の評価額を上回った分のいずれか少ない方の額（上限50万円）  
地域まちづくり事業型（上限75万円）  
団体：解体に要した実費（上限75万円）  
地域まちづくり事業型は上限100万円） 固本所建築課 ☎35・1247 他市HP

## 周囲に悪影響を及ぼす可能性のある空き家への対策を強化

固本所建築課 ☎35 - 1247

空き家には「特定空家」と「管理不全空家」があります。

- 特定空家…そのまま放置すると周囲に著しい悪影響を及ぼすため、放置することが不適切である状態と認められる
- 管理不全空家…放置すると状態が悪化し、特定空家に指定される可能性がある



法改正により「管理不全空家」の段階で、所有者に指導ができるようになるなど、対策が強化されています。市では、今後調査を実施し、該当する空き家の所有者に対し改善を促す「指導」や「勧告」を行います。「勧告」を受けた状態のまま固定資産税の賦課期日（1月1日）を経過すると、固定資産税や都市計画税の住宅用地特例の対象から外れ、税額が上がります。